

# 令和6年度 八雲町3号認定利用者負担金基準額表

●4月分～8月分保育料 ⇒ 前年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

●9月分～翌3月分保育料 ⇒ 当年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

※父母の市町村民税所得割課税額の合計が当てはまる階層が、保育料となります。

※国の定める基準額を上限に、各市区町村でそれぞれ階層・保育料を決定します。

◇下記①～③について、八雲町独自の子育て支援策として実施しています。

①国と同一の階層表を使用し、国基準額より30%軽減した保育料とする。

②同居祖父母等の市町村民税所得割課税額は計上しない。

③令和6年4月1日より、年度途中で3歳に到達した子どもに係る保育料について、**3歳到達日の翌月分から副食費と同等の額まで減額**する。

( ) は第2子目の月額

階層区分 (推定年収)	定義	利用者負担金(月額)								
		ひとり親・障がい児(者)世帯		左記以外の世帯		全世帯				
		0～2歳児		0～2歳児		3歳到達日の翌月以降				
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間			
第1階層	生活保護世帯等 <sup>※1</sup>	0円	0円	0円	0円	0円				
第2階層 (～260万円)	市町村民税 非課税	0円	0円	0円	0円					
第3階層 (～330万円)	所得割課税額 48,600円未満	6,300円 (0円)	6,300円 (0円)	13,600円	13,500円			4,800円 上記八雲町独自の 子育て支援策③参照		
第4階層の一部 (～360万円)	所得割課税額 57,700円未満			21,000円 (0円 <sup>※3</sup> )	20,700円 (0円 <sup>※3</sup> )					
第4階層の一部 <sup>※2</sup> (～360万円)	所得割課税額 77,101円未満									
第4階層 (～470万円)	所得割課税額 97,000円未満			21,000円 (0円 <sup>※3</sup> )	20,700円 (0円 <sup>※3</sup> )					
第5階層 (～640万円)	所得割課税額 169,000円未満			31,100円 (0円 <sup>※3</sup> )	30,700円 (0円 <sup>※3</sup> )				31,100円 (0円 <sup>※3</sup> )	30,700円 (0円 <sup>※3</sup> )
第6階層 (～930万円)	所得割課税額 301,000円未満			42,700円 (※4)	42,000円 (※4)				42,700円 (※4)	42,000円 (※4)
第7階層 (～1,130万円)	所得割課税額 397,000円未満			56,000円 (※4)	55,100円 (※4)				56,000円 (※4)	55,100円 (※4)
第8階層 (1,130万円～)	所得割課税額 397,000円以上			72,800円 (※4)	71,600円 (※4)				72,800円 (※4)	71,600円 (※4)

◎軽減内容や第2子以降の数え方等の詳細については右記QRコードをご参照ください。⇒⇒

◎0～2歳児については保育料に給食費が含まれています。

※1 生活保護世帯、その他特に困窮していると町長が認めた世帯。

※2 ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯のみ対象。

※3 第5階層以下については、北海道多子軽減により第2子以降の保育料は0円となります。

※4 第2子以降の数え方及び金額については右記QRコードをご参照ください。

